

み<sup>ふかけつ</sup>が不可欠である。たとえばカリフォルニアでは、サービス利用<sup>りようとうじしゃとう</sup>当事者等が理事会の過半<sup>りじかい かはん</sup>数を占める機関<sup>きかん</sup>（リージョナル・センター）が、そうした役割<sup>やくわり</sup>を担<sup>にな</sup>っている。この機関<sup>きかん</sup>においては、本人<sup>ほんにんさんかく</sup>参画のもとに、「どこで誰と住むか、誰とつきあうか、どう過ごすか」と、そのために必要な支援<sup>ひつよう しえんとう</sup>等を内容とするPC-IPPを作成<sup>びーしーあいびーさくせい</sup>している。リージョナル・センターに準じた機能<sup>きんごう</sup>を持つ機関<sup>きかん</sup>が日本においても必要である。障害<sup>しょうがい</sup>程度<sup>ていど</sup>区分<sup>くぶん</sup>を廃止<sup>はいし</sup>することに伴い、現在<sup>げんざい</sup>の認定<sup>にんてい</sup>審査<sup>けんさ</sup>会は廃止<sup>はいし</sup>する。一方、支給<sup>しきゅう</sup>決定<sup>けつてい</sup>に不服<sup>ふふく</sup>がある場合<sup>ばあい</sup>に対応<sup>たいおう</sup>した仕組み<sup>しく</sup>として審査<sup>けんさ</sup>会<sup>かい</sup>を設置<sup>せつち</sup>する。その際、本人<sup>ほんにん</sup>（並びに関係者<sup>かんけいしゃ</sup>）の参画<sup>さんかく</sup>のもとで審査<sup>けんさ</sup>を行うものとする。

### 市町村が実際にサービスに要した費用への義務的経費化

「自立支援法」<sup>じりつしえんほう</sup>によって、「在宅サービスも<sup>ざいたく</sup>含めた義務的経費化<sup>ごむてきけいひか</sup>」が実現<sup>じつげん</sup>すると言われていた。しかし、居宅介護<sup>きょたくかいご</sup>や重度訪問介護<sup>じゅうどほうもんかいごとう</sup>の訪問系サービス<sup>ほうもんけい</sup>に関しては、義務的経費<sup>ごむてきけい</sup>として負担<sup>ふたん</sup>するのは、国<sup>くに</sup>が定めた<sup>さだ</sup>国庫負担基準<sup>こくこふたんきじゅん</sup>の範囲<sup>はんい</sup>に限<sup>かぎ</sup>られている。「在宅サービスも含めた義務的経費化<sup>ごむてきけいひか</sup>」と言うならば、実際に市町村がサービスに要した費用<sup>ひよう</sup>に対して、国、都道府県<sup>くに とどう</sup>は責任<sup>せきにん</sup>をもって負担<sup>ふたん</sup>を行うのが本来である。

現在<sup>げんざい</sup>、「自立支援法」<sup>じりつしえんほう</sup>では、障害<sup>しょうがい</sup>程度<sup>ていど</sup>区分<sup>くぶん</sup>に基づいて一人ひとりの利用<sup>りよう</sup>上限<sup>じょうげん</sup>が設けられるわけではないが、障害<sup>しょうがい</sup>程度<sup>ていど</sup>区分<sup>くぶん</sup>ごとに決めら

れた基準<sup>きじゅん</sup>の範囲<sup>はんい</sup>でしか国等<sup>くにとう</sup>からの負担金<sup>ふたんきん</sup>が支払<sup>し</sup>わねず、それが大きな制約<sup>せいやく</sup>要因<sup>よういん</sup>となり、現実<sup>げんじつ</sup>には国庫負担基準<sup>こくこふたんきじゅん</sup>に応じた支給<sup>しきゅう</sup>決定<sup>けつてい</sup>基準<sup>きじゅん</sup>を設<sup>もう</sup>けている市町村<sup>しちようそん</sup>が少なくなっている。

一人ひとりのニーズ<sup>ひとり</sup>に基づく支給<sup>しきゅう</sup>決定<sup>けつてい</sup>を各市町村<sup>しちようそん</sup>が柔軟<sup>じゅうなん</sup>に行<sup>おこな</sup>えるようにするために、また「義務的経費化<sup>ごむてきけいひか</sup>」の本来<sup>ほんらい</sup>の趣旨<sup>しゆし</sup>からも、市町村<sup>しちようそん</sup>が実際にサービスに要した費用<sup>ひよう</sup>に対して、国、都道府県<sup>くに とどう</sup>が一定割合<sup>いっぺいわりあい</sup>で費用<sup>ひよう</sup>を負担<sup>ふたん</sup>する仕組み<sup>しく</sup>にかえる必要がある。

その際、在宅サービス<sup>ざいたく</sup>の利用<sup>りよう</sup>については、毎年<sup>としごと</sup>に利用者<sup>りようしゃ</sup>やサービス量<sup>りよう</sup>が一定変動<sup>いっぺいへんどう</sup>することを見越<sup>みこ</sup>して財源<sup>ざいげん</sup>を賄<sup>まかな</sup>えるような仕掛<sup>しか</sup>けが必要<sup>ひつ</sup>となる。また、国レベルで障害者<sup>しょうがいしゃぜんたい</sup>全体からみた場合<sup>ばあい</sup>、決して多くない長時間介護<sup>ちようじかんかいご</sup>サービスへの財政的支援<sup>ざいせいてきしえん</sup>の仕組み<sup>しく</sup>も必要となる。スウェーデンでは、パーソナル・アシスタント・サービス<sup>りようしゃ</sup>のうち、週20時間<sup>しゅう じかん</sup>を超える場合は、LASS法<sup>あ い え る えーえすえすほう</sup>という別の法律<sup>べつ ほうりつ</sup>で対応<sup>たいおう</sup>し、基礎自治体<sup>きちたい</sup>ではなく、全国レベル<sup>ぜんこく</sup>の社会<sup>しゃかい</sup>金庫<sup>きんこ</sup>でその費用<sup>ひよう</sup>を賄<sup>まかな</sup>う仕組み<sup>しく</sup>がとられてきた。

こうしたこともふまえて、サービス利用<sup>りよう</sup>の一定<sup>いっぺい</sup>の変動<sup>へんどう</sup>に対応<sup>たいおう</sup>するとともに、長時間介護<sup>ちようじかんかいご</sup>サービス等の市町村<sup>しちようそん</sup>の（財政的）<sup>ざいせいてき</sup> 負荷<sup>ふか</sup>を緩和<sup>かんわ</sup>・調整<sup>ちようせい</sup>するための、調整基金<sup>ちようせいきん</sup>を都道府県<sup>とどうふけん</sup>ごとに設置<sup>せつち</sup>し、財政的支援<sup>ざいせいてきしえん</sup>を別途<sup>べつと</sup>行う仕組み<sup>しく</sup>をつくる。2006年<sup>ねん</sup>から実施<sup>じつし</sup>されている「自立支援法」<sup>じりつしえんほう</sup>の特別対策<sup>とくべつたいさく</sup>では、都道府県<sup>とどうふけん</sup>に基金<sup>きんきん</sup>が設けられていることから、十分<sup>じゅうぶん</sup>可能なことである。